

## 第6章

# 2008年の法改正

### 1. 特許法等の一部の改正

我が国経済は、人口減少や国際競争の激化といった成長制約要因を抱える中、知的財産の創造・保護・活用の好循環の加速化によりイノベーションを一層促進し、中長期的な生産性の向上を通じて産業競争力の強化を図ることが急務である。

このような中、利用者のニーズに合致した、より利便性の高い知的財産権制度を実現するため、知的財産権の戦略的な活用と適正な保護を図る観点から、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）について所要の改正を行うこととした。

#### (1) 法改正の経緯

知的財産ビジネスの多様化や国境を越えた企業再編（M&A）の活発化等に伴う産業財産権の流動性の高まりや、ライセンス（他者への実施許諾）の拡大が進展する中で、企業等がライセンスに基づく事業活動を安定して継続できる環境の整備が求められている。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に通常実施権等登録制度ワーキンググループを設置し、現行の通常実施権等の登録制度がより活用されるための方策について審議を行った。

また、同ワーキンググループで検討された事項に加えて、審判制度の在り方、国際的なワークシェアリングの在り方、特許・商標関係料金の在り方、決済システムを始めとした更なる電子化の在り方等について、特許制度小委員会、意匠制度小委員会、商標制度小委員会において検討を行い、2008年1月の知的財産政策部会において報告書が取りまとめられ、了承された。

「特許法等の一部を改正する法律」は、同報告書等を踏まえて立案され、2008年2月1日に閣議決定された後、同日第169回通常国会に提出された。同法案は、3月26日に衆議院経済産業委員会において提案理由説明、4月2日に質疑及び採決を経て、4月3日の本会議において可決、また、4月8日に参議院経済産業委員会において提案理由説明、4月10日に質疑及び採決を経て、4月11日の本会議において可決・成立した。

#### (2) 法改正の概要

知的財産権の戦略的な活用の促進と適正な保護の観点から、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び特例法について、以下のような措置を講ずる。

##### ① 通常実施権等登録制度の見直し【特許法・実用新案法】

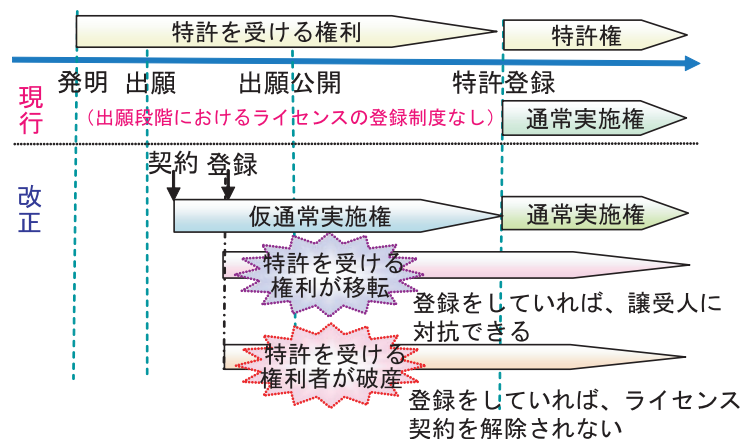
- a. 特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設（特許法第27条、第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の5及び第65条等関係）

現行の通常実施権等登録制度では、特許権を対象とする専用実施権及び通常実施権のみ登録することが可能であり、特許出願段階におけるライセンスは登録できない。しかしながら、実務においては、特許成立前の出願段階における発明の活用が拡大しており、特に大学TLOや中小・

ベンチャー企業等では、その活用ニーズが強いことから、出願段階におけるライセンスを保護するための登録制度を創設することとした。具体的には、出願段階におけるライセンスについて、「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」を創設し、「仮専用実施権」については登録を効力発生要件とし、「仮通常実施権」については登録を第三者対抗要件<sup>\*</sup>とすることとした。

※「仮通常実施権」の登録の効果

- ① 特許を受ける権利が譲渡されても、ライセンシー（仮通常実施権者）が譲受人（新権利者）に仮通常実施権を対抗できる。
- ② 特許を受ける権利を有する者が破産した場合でも、ライセンシーはライセンス契約を解除されない。



b. 現行通常実施権登録制度の見直し（開示の制限）（特許法第186条、実用新案法第55条及び特例法第12条関係）

現行の通常実施権登録制度においては、登録した事項は、すべて特許原簿の閲覧等を通じて対外的に開示されることになる（特許法第186条）。しかし、ライセンスの登録内容については、企業の営業秘密等に関わる情報であるため、対外的に非開示にしたいとの要望が強いのが実態であり、現行の登録制度は活用されていないとの指摘がある。

そこで、特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、対外的に非開示にしたいとの要望が強い登録事項の開示を一定の利害関係人に限定することとした。

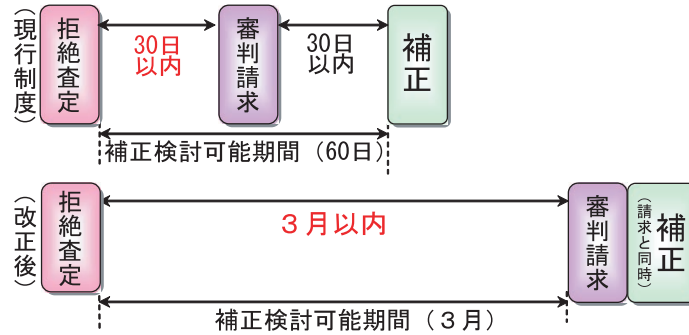
※なお、専用実施権については、設定された範囲で独占排他性を有する強い権利であり、その設定は第三者に与える影響が大きいため、公示の必要性が強いことから、登録事項は現行どおりすべて開示することとした。

② 不服審判請求期間の見直し【特許法・意匠法・商標法】（特許法17条の2及び第121条、意匠法第46条及び第47条並びに商標法第44条及び第45条等関係）

拒絶査定を受けた出願人の手続保障等の観点から、拒絶査定不服審判請求期間（現行：拒絶査定の謄本の送達から30日以内）を「3月以内」に拡大することとした。

また、これと併せて、権利を求める技術的範囲（特許請求の範囲）等の補正可能時期（現行：審判請求から30日以内）を、審判請求と同時にのみ可能と変更することとした。

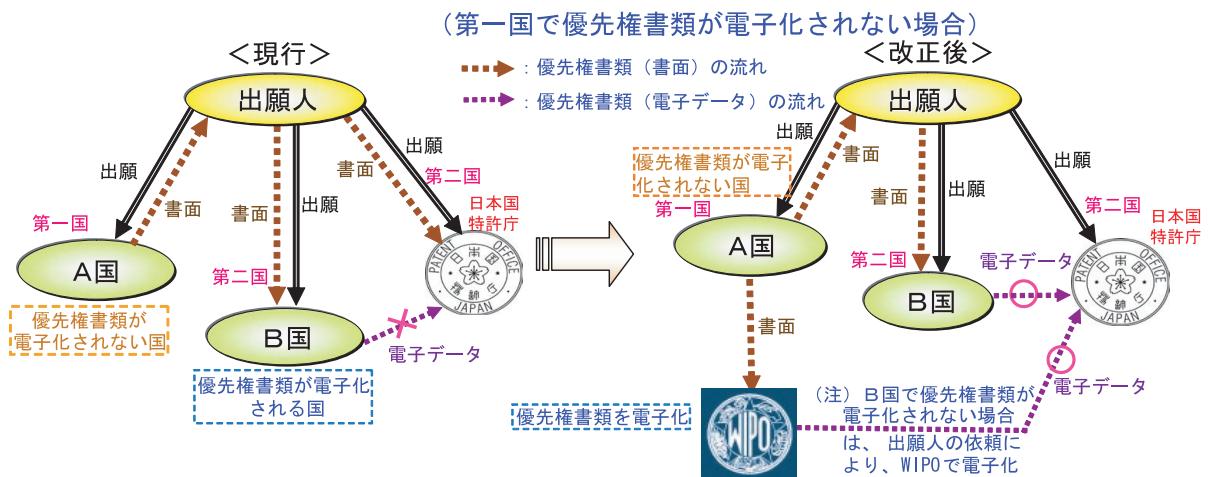
なお、意匠制度及び商標制度においては、拒絶査定不服審判に加え、補正却下決定不服審判に係る審判請求期間（現行：補正却下決定の謄本の送達から30日以内）を「3月以内」に拡大することとした。



③ 優先権書類の電子的交換の対象国の拡大【特許法・実用新案法】（特許法第43条等関係）

出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、優先権書類\*の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類の発行国のみならず、その他の国や国際機関で電子化された優先権書類のデータの受け入れについても可能とすることとした。

※最初に出願した国（第一国）への出願日がその後に出願した他の国での審査上の判断基準日となることを証明する書類。



## ④ 特許・商標関係料金の引下げ【特許法・商標法】

## a. 特許関係料金の引下げ（特許法第107条関係）

中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料を重点的に引き下げるなど、特許料を引き下げることにした。（平均12%の引下げ）

## &lt;特許料&gt;

・昭和63年1月1日以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求をした出願

|             | 改定前                 | 改定後                 |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 第1年～第3年まで毎年 | 2,600円+請求項数×200円    | 2,300円+請求項数×200円    |
| 第4年～第6年まで毎年 | 8,100円+請求項数×600円    | 7,100円+請求項数×500円    |
| 第7年～第9年まで毎年 | 24,300円+請求項数×1,900円 | 21,400円+請求項数×1,700円 |
| 第10年以降毎年    | 81,200円+請求項数×6,400円 | 61,600円+請求項数×4,800円 |

## b. 商標関係料金の引下げ（商標法第40条、第41条の2、第65条の7及び第68条の30関係）

諸外国と比較して高額であり、中小企業等の利用割合の高い（件数で36%）商標の設定登録料、更新登録料、国際登録に基づく商標権の個別手数料を引き下げることにした。（平均43%の引下げ）

## &lt;設定登録料&gt;

|            | 改定前         | 改定後         |
|------------|-------------|-------------|
| 商標登録出願     | 区分数×66,000円 | 区分数×37,600円 |
| 商標登録出願（分納） | 区分数×44,000円 | 区分数×21,900円 |
| 防護標章登録出願   | 区分数×66,000円 | 区分数×37,600円 |

## &lt;更新登録料&gt;

|            | 改定前          | 改定後         |
|------------|--------------|-------------|
| 商標登録出願     | 区分数×151,000円 | 区分数×48,500円 |
| 商標登録出願（分納） | 区分数×101,000円 | 区分数×28,300円 |
| 防護標章登録出願   | 区分数×130,000円 | 区分数×41,800円 |

（法施行5年経過後に、料金関係規定の施行状況について検討を行うこととした。）

## ⑤ 料金納付の口座振替制度の導入【特例法】（特例法第15条の2及び第16条）

国庫金の電子決済インフラの整備に伴い、特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点から、料金納付について、特許印紙その他の納付方法に加えて、銀行口座からの振替えによる納付制度を導入することとした。（ただし、オンラインによる申請に限る。）

## ⑥ 改正法の施行期日

改正法は、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行することとした。ただし、④については2008年6月1日から、⑤については2009年1月1日から、それぞれ施行することとした。

（公布日：2008年4月18日）

## 2. その他の主な知的財産関連の法改正

前述した1. 以外の最近の知的財産関連の法改正（2007年の臨時国会及び2008年の通常国会で成立した法律）の概要は以下のとおりである（2008年4月11日現在）。

### ○関税定率法等の一部を改正する法律<財務省所管>

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における通関制度の改善及び水際取締りの充実・強化等を図るための所要の改正が行われた。

この中で、知的財産関連の措置として、税関における水際取締りの充実・強化及び税関手続の簡素化のために、輸入目的以外の目的で本邦に到着した知的財産侵害物品について、保税地域に置くこと等を禁止し、その違反を罰することとともに、知的財産侵害物品に係る差止申立て手続を簡素化することとした。

（公布日：2008年3月31日）